

XI 犯罪被害者と人権

1 2008年までの歩み

従前、わが国においては、犯罪被害者及びその遺族(以下「被害者等」という。)に対して支援をする法律は、犯罪被害者等給付金支給法のみであった。その後、1990年代に警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、検察庁において、「被害者等通知制度」が実施され、政府に「犯罪被害者対策関係省庁連絡会議」が設置される等の施策が実施された。日弁連においても、1997年に犯罪被害回復制度等検討協議会を設置し、同協議会の調査研究を経て、犯罪被害者対策委員会(2000年に犯罪被害者支援委員会に名称変更)を設置した。

その後、2000年にはいわゆる犯罪被害者保護二法が成立するなどしたものの、被害者等のさまざまな要請に応えるものとはなっていなかった。この状況を受けて、日弁連は、2003年、第46回人権擁護大会において、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択した。この決議は、基本法の制定、経済的支援の拡充、犯罪被害者等の刑事訴訟手続への参加に関する議論を求めるものであった。

2004年12月には犯罪被害者等基本法が制定され、2005年12月には犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。日弁連は、2005年6月、「犯罪被害者等の刑事手続への関与について」を、同年8月には「犯罪被害者等基本計画案(骨子)に対する意見書」を発表した。これらは公費による被害者支援弁護士制度等を求める一方、被害者等の刑事訴訟参加等の制度の導入には消極であるという意見であった。その後、日弁連は2006年11月に「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」を発表し、犯罪被害者等補償法の制定を提言した。

2007年の法改正では、犯罪被害者等が一定の重大事件の刑事裁判に参加する被害者参加制度、資力の乏しい被害者参加人が弁護士による援助を受けるための国選被害者参加弁護士制度及び損害賠償の請求に関して刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度が導入され、2008年12月から施行された。この間、日弁連においては、2006年12月に「法制審

議会刑事法(犯罪被害者関係)部会における諮問事項について」、2007年5月に「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる被害者参加制度に対する意見書」を発表し、被害者参加制度に反対するなどした。

2 被害者参加制度への対応

2008年12月に開始された被害者参加制度において被害者参加を許可された人数は、2009年度においては560人であったが、その後増加し、2017年度においては1,380人に至っており、制度が定着したといえる。

そして同様に国選被害者参加制度も利用されているところ、弁護士側の対応体制としても2009年4月の被害者参加弁護士契約弁護士は全国で1,844人であったものが、2018年4月には5,038人となるなど、確立しているといえる。

この間、日弁連においては、国選被害者参加制度において選定の窓口となる日本司法支援センター(以下「法テラス」という。)と定期的に協議を重ねており、被害者参加弁護士契約弁護士の数が少ない地域を確認して確保を促すなどして被害者参加弁護士契約弁護士の確保等において成果をあげている。

3 被害者法律援助制度の国費化に関する立法提言

日弁連は、2012年3月、総合法律支援法を改正し、日弁連が法テラスに委託して実施している被害者法律援助事業(以下「援助事業」という。)について、事業の内容を整備した上で援助費用については全面的に国費負担とするように求める提言(「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」)を取りまとめ、法務大臣宛てに提出した。

4 第二次犯罪被害者等基本計画に関する意見書の提出

2011年3月、第二次犯罪被害者等基本計画が策定され、重点課題は第一次基本計画と同様の5つの課題が掲げられた。具体的には、被害者参加人に旅費等を支給する制度の創設や国選被害者参加弁護士選定の資力要件の緩和など被害者参加制度の拡充と、

給付金制度の運用改善を含む制度の拡充に一定の前進があったものの、第一次基本計画におけるような被害者等への支援全体としての前進は見られなかった。

日弁連は、2010年2月から実施された基本計画策定推進専門委員等会議の委員である会員をバックアップするとともに、2010年10月、この第二次基本計画に向けて「第二次犯罪被害者等基本計画(仮称)案骨子に対する意見書」を取りまとめ、内閣府犯罪被害者等施策推進室に提出した。その具体的な内容としては、被害者等に対する臨床心理士等のカウンセリング費用の公費負担の早期実現を図るべきこと、性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置について少なくとも5年以内に各都道府県に1か所ずつ設立すべきこと、被害者等の出廷の機会を実質的に確保するために、被害者参加人への旅費等の負担を軽減する制度を導入すべきこと等となっている。

5 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書

日弁連は、2013年4月、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書」を取りまとめ、内閣府特命担当大臣及び都道府県知事に提出した。

本意見書では、国は、地方公共団体と協同して、以下のとおり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(被害者がそこへ行けば必要十分な支援を受けることができるセンター、ないしは、必要十分な支援へつながる連携体制が整ったセンター。以下「ワンストップ支援センター」という。)を設置すべきとした。

その後、各地においてワンストップ支援センターの設立が進み、2018年度には国も性犯罪・性暴力被害者支援交付金として1億8,700万円の予算を計上することとするなど、上記意見書が一定の効果をあげたものと評価することができる。

6 第三次犯罪被害者等基本計画に関する意見書の提出

2016年4月には、第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定された。重点課題として第一次・第二次

基本計画と同様の5つの課題が掲げられ、主な論点や施策として、①被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援、②民間団体の活動促進、③地方公共団体における支援の充実促進、④犯罪被害者等の安全・安心の確保、⑤加害者の損害賠償責任の実現方策、⑥犯罪被害者等に対する中長期的支援が取りあげられた。新設された項目としては、加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査の実施等がある。

これに先立ち、日弁連は、2015年12月、「第3次犯罪被害者等基本計画案骨子に対する意見書」を発出した。その具体的な内容は、法テラスによる法的援助の対象について、民事法律扶助のみならず、より広く対象とすべく総合法律支援法の改正を含めて検討し、犯罪被害者法律援助事業の国費化等を求めるもの等であった。

7 第一次北欧調査

2014年9月、日弁連犯罪被害者支援委員会の委員15名は、ノルウェー・スウェーデン両国の被害者支援制度を視察・調査をした。

この調査に基づいてシンポジウムを実施し、報告書を作成するなどして調査結果が共有されている。

8 第二次北欧調査

2017年5月、後出の第60回人権擁護大会のシンポジウムを実施することとなったことを受けて、さらに北欧の被害者支援制度に関する知見を深めるため、犯罪被害者支援委員会の委員12名が、ノルウェー・スウェーデン・フィンランド各国の被害者等の支援制度を視察・調査をした。

9 第60回人権擁護大会(2017年)

上記2回の北欧調査の結果を踏まえるなどして準備を重ね、2017年10月5日、人権擁護大会シンポジウム第1分科会において、「あらためて問う『犯罪被害者の権利』とは～誰もが等しく充実した支援を受けられる社会へ～」をテーマにシンポジウムを開催した。

これを受けて、第60回人権擁護大会において、「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」を採択した。

人権大会決議としては、2003年に「犯罪被害者

の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を採択して以来となるものであった。

その内容は、国及び地方公共団体に対し次の施策を求めるものである。①犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること、②犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること、③犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による充実した法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること、④性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低1か所は設立し、全面的な財政的支援を行うこと、⑤すべての地方公共団体において、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するための、犯罪被害者支援条例を制定することとなっている。

10 経験交流集会

2000年8月に大阪で第1回被害者支援全国経験交流集会を実施した後、毎年同集会を全国各地で実施している。

2009年以降については以下のとおりである。各地において、弁護士による被害者支援活動の報告のほか、当該地域の被害者支援団体の協力を得るなどして、その活動紹介や、それぞれの弁護士会の被害者支援委員会において設定したテーマの下にパネルディスカッションを行うなど、毎回興味深い内容となっている。

第11回(2009年9月) 山形(被害者参加制度の検証等)

第12回(2010年9月) 鳥取(損害賠償命令制度の検証等)

第13回(2011年9月) 旭川(性犯罪被害者の被害者参加制度/性犯罪被害者と裁判員裁判等)

第14回(2012年8月) 高知(弁護士・弁護士会と被害者支援関係機関との連携の現状とあり方等)

第15回(2013年9月) 横浜(県及び警察との連携を実現した神奈川県における犯罪被害者支援活動等)

第16回(2014年9月) 広島(性犯罪事件における事実認定の問題等)

第17回(2016年1月) 金沢(外国人被害者に対する支援活動等)

第18回(2016年9月) 秋田(犯罪被害者に関する情報の報道等)

第19回(2018年2月) 宮崎(被害者支援充実のための弁護士会以外の機関との連携等)

第20回(2018年11月) 東京(犯罪被害者に対するあるべき被害回復制度等)

なお、今後についても、各地において順次、開催することとなっている。

11 DV等被害者法律相談援助業務への対応

法テラスにおいて、2018年1月から特定侵害行為(DV、ストーカー及び児童虐待)の被害を現に受けている疑いのある者を対象に法律相談を行うDV等被害者法律相談援助業務が開始された。この援助業務は、相談者の資力にかかわらず、再被害の防止に必要なであれば刑事・民事を問わず相談を実施することができるなどの特徴がある。これはDV、ストーカー及び児童虐待に関して日弁連の法律援助業務で実施していた法律相談援助について国が費用を負担するものであって、法律援助業務の国費化という観点からすれば一歩前進である。

しかしながら、制度設計当初に予定されていた、法律相談に引き続く代理援助についての国費化は見送られてしまっている。そのため、法律相談を実施した後はDVの保護命令に関しては民事法律扶助を利用するか、日弁連の法律相談援助を利用しなければならない。この点については、2014年6月に策定された「充実した総合法律支援を実施するための方策についての有識者検討会報告書」の記載に従った制度の速やかな実現が望まれるところである。

なお、当該業務の実施に向けて日弁連では法テラスと協議を重ねた上、契約弁護士の確保に努め、研修を実施するなどした。その結果、2018年1月の業務開始以降、契約弁護士の不足という問題は生じていない。

山本 剛(第二東京)